

## 総務委員会委員長報告書

平成29年10月2日

総務委員会に付託されました議案9件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、9月11日に開催された本委員会における議案8件の審査について報告します。

初めに、議案第50号「平成29年度流山市一般会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5億238万4千円を追加し、予算総額を534億2,318万4千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

市民ニーズも高い子育て環境の質の向上策として、保育士や放課後児童支援員の処遇改善や増員について、しっかり対応されたことを高く評価する。

一方、子育て支援事務管理事業では、議会からも要望があるにも関わらず、プラスアルファの取り組みが伺えなかった。地域子育て支援センターは、子どもが急増している本市にとって地域とつなぐ玄関口であることから、各センターの情報交換や育成などにも力を入れていただくことを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号「流山市市民投票条例の制定について」申し上げます。

本案は、流山市自治基本条例に基づき、市民投票の請求及び実施について、必要な事項を定め、市民自治を推進するものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

わが党は、「住民こそ主人公」の立場から、二元代表制のもとでも積極的に直接民主主義を取り入れることに努力し、流山市市民参加条例においてもこの態度を貫いてきた。この立場から、常設型住民投票条例を創設する市民投票条例についても、基本的な態度は賛成の立場である。

一方、橋下前大阪府知事が推進した大阪都構想のように議会のチェックをはねのけ、首長の政策を強引に推進する手段として住民投票を利用しようとする流れには議会制民主主義を破壊すると批判している。

今回の審査に当たっては、この2つの視点から流山市市民投票条例を検討し、以下3点を評価する。

1、市民投票を請求できるのが市民に限定されていること。

2、投票資格者が18歳以上の日本国籍を有する者のほか、特別永住者、永住者にまで拡大されていること。

3、市民投票の成立要件を規定せず、結果はすべて公表されること。

2 賛成の立場で討論する。

自治基本条例第17条に基づき、市民からは早急な制定が望まれてきたが、制定には慎重さが求められる制度であることから、先進自治体の視察や学識経験者による講演会の開催などを通じて調査研究し、また、昨年度は住民基本台帳から無作為に抽出した1,500名から市民委員を募り、意見を伺うなどして入念に検討してきたことを評価する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号「流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙におけるビラの頒布が解禁されることから、流山市議会議員の選挙におけるビラの作成の公費負担について定めるものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

地方議員は選挙時に公約などを記したビラが配布できなかった。全国市議会議長会などへも要望してきた内容で歓迎すべきである。がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号「字の区域及び名称の変更について（木地区）」について申し上げます。

本案は、流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業地区等の字の区域及び名称を整備し、地域住民の利便の向上を図るものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号「流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、流山市家庭児童相談員及び流山市母子・父子自立支援員について、児童福祉法の一部改正により児童相談所から市町村への事案の送致が可能となったこと等に伴い、業務の専門性及び業務量を考慮し、報酬の額を増額するものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

児童虐待に対しては、緊急かつより高度な専門的対応が求められる。

一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大し、きめ細やかな対応が求められ、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員の役割は重要である。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号「千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」申し上げます。

本案は、千葉県市町村総合事務組合が共同処理する事務に軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付事務を追加すること及び規約の一部を改正することについて、地方自治法の規定に基づき、関係地方公共団体と協議をするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号「工事請負契約の締結について（流山市立おおたかの森小学校校舎増築工事（建築工事））」について申し上げます。

本案は、つくばエクスプレスの開通及び土地区画整理事業に伴うマンション等の開発で児童が急増している流山市立おおたかの森小学校の校舎を増築するに当たり、建築工事に係る工事請負契約を締結しようとするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

人口急増に伴う早めの対応策に感謝する。

学校内での工事のため、安全対策をしっかりと行うことを要望する。がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号「工事請負契約の変更について（新スポーツフィールド整備工事）」について申し上げます。

本案は、新スポーツフィールド整備工事に係る工事請負契約について、2段形状である調整池の上段部分の有効活用の際し、形状変更及び付帯工事に関する費用等の増加により契約の変更をしようとするものです。

本案については、9月11日の委員会において、会期中の継続審査となり、その後、9月29日に2回目の委員会を開催したことを報告します。

また、9月29日の審査の過程におきまして、論点整理のため、議員間の自由討議が行われましたことを申し添えます。

採決の結果、3対1をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、本日10月2日に開催されました本委員会における議案

1 件の審査につきまして報告します。

議案第 76 号「平成 29 年度流山市一般会計補正予算（第 3 号）」について申し上げます。

本案は、平成 29 年 9 月 28 日に衆議院が解散し、同年 10 月 22 日に総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査が執行される予定であることから、所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 6,562 万 8 千円を追加し、予算総額を 534 億 8,881 万 2 千円とするものです。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。